福祉団体等事業費補助のお知らせ（令和５年度）

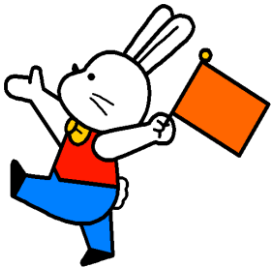

福島市社会福祉基金では、福島市内の団体が社会福祉の増進を目的として行う事業・イベントの費用を補助いたします。

補助対象	福島市内に拠点（申請団体の住所が福島市にあり、活動の 3/4 以上を福島市内で実施）がある下記の団体で前年度に補助を受けていないこと （１）民間福祉団体 （２）ボランティア団体 （３）NPO 法人
補助内容	１団体につき補助対象経費の１／２の金額（10 万円を上限） ※令和５年８月から令和６年２月までの間に行う事業が対象となります。
応募方法	所定の申請書等に記入のうえ、必要書類を添えてメール、郵送、持参により事務局に提出。 申請書は福島市役所共生社会推進課に備え付けのほか、福島市のホームページからダウンロードできます。 ホームページ　http://www.city.fukushima.fukushima.jp/
応募期限	令和５年７月２０日（木曜日）　郵送の場合は当日消印有効
選考方法	事務局で書類審査後、福島市社会福祉基金運営委員会で交付の決定がなされます。交付に関わる通知を８月上旬頃に送付いたします。
応 募 先	【事務局】福島市役所共生社会推進課地域福祉係 〒960-8601 福島県福島市五老内町３番１号 電話　024-525-3760（直通）　内線 3512 Mail　tiiki@mail.city.fukushima.fukushima.jp
そ の 他	交付決定を受けた団体は事業完了後に、実績報告書を提出していただきます。事務局で報告書等の内容を確認・精査したのち、補助する金額を確定します。確定後、請求書を提出していただき補助金を交付します。

補助事業の応募から審査、事業の実施・完了、補助金の交付までのスケジュールは下記のとおりです。

応　　募

交付申請書を事務局である福島市役所共生社会推進課へ提出してください。

↓

審　　査

事務局で書類審査後、福島市社会福祉基金運営委員会で決定します。

↓

交付決定→事業実施

申請があった団体へ通知を送付します。
交付決定通知を受取後、事業を実施してください。
※事業の実施期間：令和５年８月～令和６年２月

↓

実績報告書の提出

事業の完了後、すみやかに実績報告書を事務局へ提出してください。（令和６年３月４日締切）

↓

補助事業の完了

事務局にて実績報告書を確認後、交付額確定通知を送付します。交付額確定通知を受取り後、請求書を提出してください。

↓

補助事業の完了

補助金が指定の口座に振り込まれます。

【事業・イベントの補助対象経費一覧】

報償費※	講師・出演者への謝金、参加者への賞品若しくは参加賞
旅費交通費※	講師、参加者等の旅費（団体会員の日常の活動費は含まない）
消耗品費	事務用品、材料、道具の購入又は資料の作成等に要する費用
印刷製本費	チラシ、ポスター等の作成、印刷等の費用
燃料費	灯油、ガソリン等の費用（団体等の管理運営経費は含まない）
光熱水費	電気、ガス、水道料等（団体等の管理運営経費は含まない）
通信運搬費	電話料、郵便料等（団体等の管理運営経費は含まない）
広告費	新聞広告料等
保険料	イベント等の開催時に加入する保険料等
使用料・賃借料	会議、イベント等で使用する施設使用料、物品の賃借料等
その他の経費	対象事業の実施のための必要な経費で、福島市社会福祉運営委員会が特に必要かつ適当と認めた経費

※講師・出演者は申請団体所属の役員を除きます。